

2017年度版

安全報告書



新型ロータリー除雪車（平成29年12月使用開始）

青森県

この安全報告書は、青い森鉄道線の施設管理について、青森県における鉄道輸送の安全確保のための取組などをまとめたものです。御意見・御感想をお寄せください。

なお、旅客営業についての安全確保の取組は、青い森鉄道㈱が安全報告書を作成し公表していますので、そちらもあわせて御覧ください。

目 次

- 1 お客様はじめ沿線地域住民の皆様へ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 輸送の安全確保に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 3 安全管理体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2～3
 - (1) 安全管理組織・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
 - (2) 各管理者等の役割・・・・・・・・ P 2
 - (3) 安全管理方法・・・・・・・・ P 3
- 4 事故等の発生状況・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
 - (1) 鉄道運転事故及び輸送障害（30分以上の列車遅延や列車運休） P 3
 - (2) 地震や暴風雨、大雪などによる鉄道施設への被害 P 3
 - (3) インシデント（事故の兆候） P 3
 - (4) 行政指導等 P 3
- 5 輸送の安全確保のための取組・・・・・・・・ P 3～5
 - (1) 鉄道施設の計画的な整備 P 3
 - (2) 緊急時対応訓練 P 4
 - (3) 関連業者の教育・訓練 P 5
 - (4) 内部監査 P 5
 - (5) 安全のための支出 P 5
- 6 利用者の皆様へのお願い・・・・・・・・ P 5
- 7 連絡先・・・・・・・・ P 6

1 お客様はじめ沿線地域住民の皆様へ

青い森鉄道線は、2002年12月1日の東北新幹線八戸開業時に「目時・八戸間」が、2010年12月4日の東北新幹線新青森開業時に「八戸・青森間」が、東日本旅客鉄道株から経営分離され、現在、「目時・青森間」を全線として運営されています。

また、青い森鉄道株が第二種鉄道事業者として旅客営業を行い、青森県が第三種鉄道事業者として鉄道資産の保有及び線路等施設の保守管理を行う、上下分離方式により鉄道事業を行っており、県及び青い森鉄道株が一体となって、安全で安定的な鉄道輸送の確保に努めています。

この報告書は、鉄道事業法に基づき、第三種鉄道事業者である県の鉄道輸送の安全確保のための2017年度の取組等をまとめたものです。

今後とも、安全・安心の確保を第一義とし、お客様に安心して利用していただけるよう輸送の安全水準の維持・向上に努めて参ります。

平成30年7月

青森県知事 三村 申吾

2 輸送の安全確保に関する基本的な考え方

県は、鉄道事業の遂行に当たって、安全・安心の確保を第一義として、輸送の安全水準の維持・向上を図るために2006年10月に制定した「青森県鉄道事業安全管理規程」において、安全に関する基本的な方針を次のように定め、鉄道施設に起因した事故等の発生がないよう、日々、鉄道施設の保守管理を行っています。

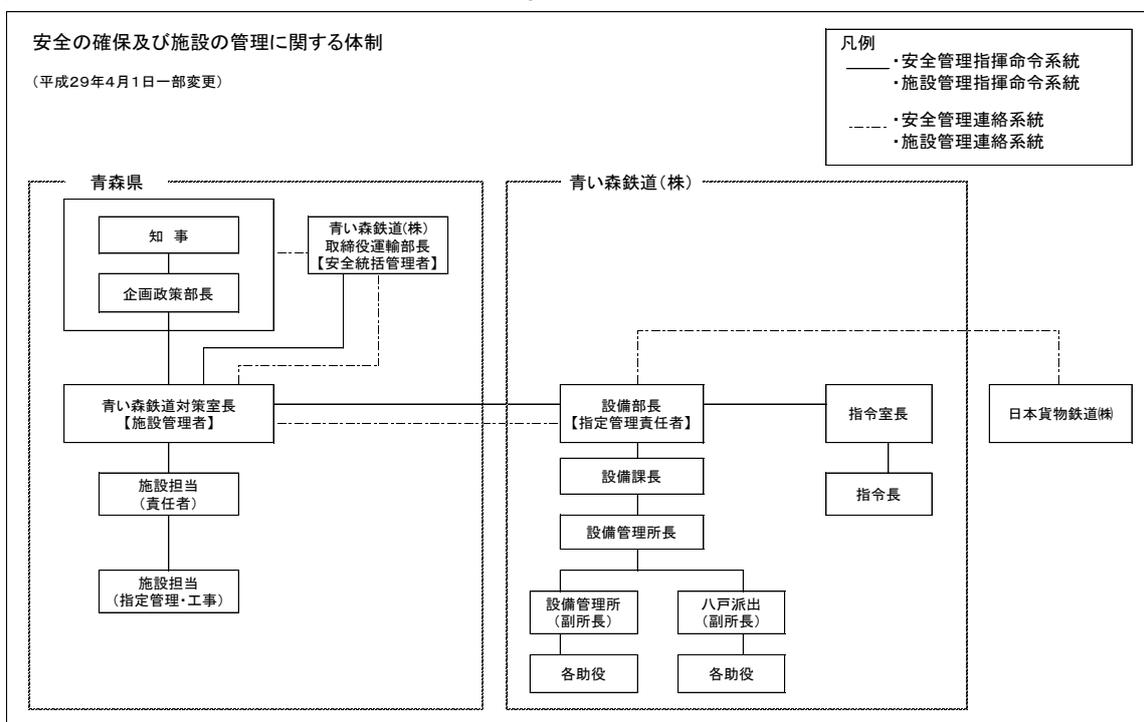
- ① 安全第一の意識をもって、他の鉄道事業者とも連携し、一致協力して輸送の安全の確保に努める。
- ② 関係法令及びこの規程その他の輸送の安全の確保のための定めをよく理解するとともに、これを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行する。
- ③ 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努める。
- ④ 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のあるときは最も安全と思われる取扱いをする。
- ⑤ 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な処置をとる。
- ⑥ 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保する。
- ⑦ 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦する。

3 安全管理体制

(1) 安全管理組織

県は、知事をトップとする安全管理組織を以下のとおり構築しています。知事は輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負っており、安全統括管理者、施設管理者及び指定管理責任者がそれぞれの責務を明確にした上で、安全確保のための役割を担っています。

なお、県は、2010年12月4日の全線開業まで、青い森鉄道線目時・八戸間のレール、駅舎、ホーム等の鉄道施設を保守管理するため、八戸市に青森県鉄道管理事務所を設置し業務を行っていましたが、全線開業を機に、青い森鉄道線目時・青森間の鉄道施設の保守管理について指定管理者制度を導入しました。現在、指定管理者である青い森鉄道(株)が保守管理業務を行っており、引き続き青い森鉄道線の安全・安定的な輸送を確保するために万全を尽くしています。



(2) 各管理者等の役割

役 職	役 割
知事	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
青い森鉄道(株) 取締役運輸部長 (安全統括管理者)	輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
青い森鉄道対策室長 (施設管理者)	施設及び指定管理者に関する事項を統括する。
企画政策部長	青い森鉄道対策室を含む企画政策部の事務を掌理し、安全統括管理者、施設管理者及び指定管理責任者と連携し、鉄道輸送の安全の確保に必要な予算・要員の措置等を行う。
青い森鉄道(株)設備部長 (指定管理責任者)	指定管理者が行う業務に関する事項を統括する。

※上記の体制図及び役職名等については、平成29年4月1日現在。

(3) 安全管理方法

県は、鉄道安全対策会議を設置し、鉄道施設における輸送の安全の確保に必要な措置について検討しています。

また、鉄道安全対策会議の下部組織として、鉄道安全連絡会議を設置し、事故防止対策の検討等を行っているほか、輸送に関する支障等が発生した場合には、発生原因及び対応状況について情報共有を行っています。

事故・災害等の対応については、青森県地域防災計画に基づき、青い森鉄道線に係る災害時初動マニュアル及び、青い森鉄道(株)が定める運転取扱実施基準により、青い森鉄道(株)と連携を取りながら職員配置や連絡等の必要な対応を行っています。

4 事故等の発生状況

(1) 鉄道運転事故及び輸送障害（30分以上の列車遅延や列車運休）

鉄道運転事故等の発生状況については、旅客営業を行う第二種鉄道事業者である青い森鉄道(株)の安全報告書で公表されています。

(参考) 青い森鉄道(株)ホームページ <http://aoimorirailway.com/>

(2) 地震や暴風雨、大雪などによる鉄道施設への被害

2017年度は、台風による鉄道施設の被害が発生しました（復旧済）。

- ・9月18日（台風18号）：倒木による配電線路設備の損傷（狩場沢・清水川間）

(3) インシデント（事故の兆候）

2017年度、国土交通省東北運輸局へのインシデント報告はありませんでした。

(4) 行政指導等

2017年度、国土交通省東北運輸局からの行政指導はありませんでした。

5 輸送の安全確保のための取組

県は、鉄道施設の安全水準の維持と、列車運行の支障に速やかに対処する技術や沿線地域住民の鉄道事故防止の意識の向上を、輸送の安全に係る重点的な施策として、施設設備の整備や訓練等に関する項目を定め実施しました。

(1) 鉄道施設の計画的な整備

① 検測車による検査

検測車により、線路の変位やトロリ線の摩耗、踏切制御子やATS地上子等、各施設や設備の保守管理に必要なデータを測定する検査を実施しました。

② 鉄道施設の検査・整備

軌道変位、停車場設備、配電盤、踏切警報機等の検査、レール交換、橋げたや電気融雪器の修繕等、保線・土木・電力・信通の各分野について、計画的に検査・整備を実施しました。

③ 多客期の輸送等に関する安全総点検

ゴールデンウィーク、夏季多客期、年末年始多客期に、施設の総点検を実施しました。

(2) 緊急時対応訓練

① 踏切事故防止訓練会の実施

- ・平成29年4月13日 南部町・苫米地寺通踏切
- ・平成29年5月30日 おいらせ町・下田三本木通踏切
- ・平成29年9月28日 東北町・旗屋道踏切
- ・平成29年10月15日 青い森鉄道運輸管理所
- ・平成29年10月30日 野辺地警察署

県、地元自治体、警察、交通事業者、青い森鉄道(株)のほか、一般利用者の安全に対する意識向上のため、町内の住民の方々が参加し、しゃ断かんが降下して自動車踏切内に閉じこめられた状態からの脱出訓練と非常ボタンによる列車停止手配訓練等を行いました。

苫米地寺通踏切・脱出訓練



② 総合脱線復旧訓練（JR貨物主催）への参加

日本貨物鉄道(株)東北支社が主催する、機関車脱線の復旧等についての訓練に参加しました。（平成29年5月19日）

③ 実車運転訓練会の実施（八戸・三戸間及び北高岩駅）

信号機故障や車内火災発生等を想定した、異常時対応能力の向上を目的とする訓練を行いました。また、津波警報の発令を想定した、乗客の避難誘導訓練も行いました。（平成29年11月29日）

④ 地震総合防災訓練の実施

震度6弱の地震の発生を想定した、災害伝言ダイヤルの取扱いや避難誘導に係る訓練を行いました。（平成29年9月1日）

⑤ 人身事故対応訓練（消防学校）への参加（運輸管理所構内）

消防学校の訓練生が事故を想定した救出訓練を行い、鉄道側でも併せてジャッキアップ訓練を行いました。（平成29年10月16日）

(3) 関連業者の教育・訓練

関連業者の工事等職員に対して、下記の教育・訓練を実施しました。

○ 運転関係等従事者教育・訓練

運転に関する法令及び規程、線路閉鎖工事手続き、保守用車使用手続き等について

(4) 内部監査

安全マネジメント態勢が確立され、適切に機能していることを確認するため内部監査を実施しました。監査の結果は「観察1件」(是正済)であり、その内容を職員に周知しました。今後、取組等に見直し事項があれば、対応策の検討や施策変更に反映していきます。

(5) 安全のための支出

県は、第三種鉄道事業者として行う鉄道施設保守・管理に係る事業について、他の県事業と明確に区分するため、鉄道施設事業特別会計を設置しています。

2017年度は、青い森鉄道線の維持管理等の経費として、約45億9千万円を支出しました。

6 利用者の皆様へのお願い

- 青い森鉄道線には目時～青森間に27駅があります。車両とホームの間に隙間や段差等がある場合もありますので、駅を御利用の際は十分お気を付けください。

また、無人駅では、朝の一部時間帯を除き、車両の一両目後方ドアからの御乗車となりますので、駅の案内表示等を御確認の上、安全に留意して御利用ください。

- 踏切事故防止のため、次の点に注意して安全に通行してください。

- ・ 踏切の手前でいったん停止し、左右と前方の安全を確認する
- ・ 踏切の警報機が鳴ったら踏切内に入らない
- ・ 万が一、踏切内で車が閉じ込められてもあわてずゆっくりと前進し、踏切の外に出る
(しゃ断かんは、ゆっくり車を進めると押し上がります。大型車などの場合は、しゃ断かんを折ってでも前に進み、とにかく脱出してください。)
- ・ 踏切内で異常があったら迷わず非常ボタンを押す

- 鉄道の安全な列車運行を行うためには鉄道施設の工事が必要です。沿線にお住まいの皆様には工事による騒音や振動で大変御迷惑をお掛けすることもあるかと思いますが、御理解、御協力をお願いします。

7 連絡先

安全報告書への御意見や、本県の安全への取組に対する御意見などをお寄せください。

青森県企画政策部交通政策課青い森鉄道グループ

〒030-8570 青森県青森市長島1丁目1-1

電話 017-734-9150 FAX 017-734-8037

青森県の並行在来線（青い森鉄道線）ホームページ

<http://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/traffic/aoimorirailway-info.html>

※青い森鉄道線の運行業務に関するお問い合わせ先

青い森鉄道株式会社

038-8550 青森県青森市篠田1丁目6-2

受付時間 平日（月～金） 9:00～17:30（祝日、年末年始を除く）

電話 017-752-0330 FAX 017-781-3831

Eメールアドレス tetsudou@aoimorirailway.com

ホームページ <http://aoimorirailway.com/>